株式交付に係る事後開示書面

（会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づく開示事項）

2021年6月21日

GMOインターネット株式会社

2021年6月21日

株式交付に係る事後開示書面

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネット株式会社
代表取締役会長兼社長
グループ代表　熊谷　正寿

当社は、2021年5月24日付で作成した株式交付計画書に基づき、2021年6月21日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、株式会社 OMAKASE（以下「OMAKASE」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。本株式交付に関し、会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事項は下記のとおりです。

記

1.　株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2021年6月21日

2.　株式交付親会社に関する事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

(1) 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に従い、2021年5月31日付で当社の株主に対し、本株式交付を行う旨並びに株式交付子会社である OMAKASE の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交付は会社法816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

なお、会社法第816条の8の規定による手続については、該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第213条の9第3号）

本株式交付に際して当社が譲り受けたOMAKASEの株式の数は248,799株です。

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第213条の9第4号）

本株式交付に際して当社が譲り受けたOMAKASEの第1回新株予約権の数は345.2個です。

5. その他株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第213条の9第6号）

(1) 当社は、会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第816条の4第2項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主はおりませんでした。

(2) 本株式交付に伴う当社の資本金及び準備金の額の変動はありません。

以　上